

地区行動指針：「伝統と未来」～誇りと連帯感～

クラブスローガン：「会員間の交流を深める」「ロータリーライフ楽しむ」「ロータリーアンになって良かったと感じる」「会員自身の成長に繋げる」

国際ロータリー第2790地区 第3グループ

千葉西ロータリークラブ

Rotary Club of Chiba-West

WEEKLY COMMUNICATION

創立	1976年1月20日	承認	1976年2月25日
会長	花光和久	幹事	白井貴博
例会場	千葉スカイウィンドウズ 東天紅		センシティタワー23階
	TEL 043-238-5555		
例会日	毎週火曜日 12:30～		
事務局	千葉市中央区新田町12-1		トーシン千葉ビル7階
	TEL 043-245-3202		FAX 043-245-7522
	E-mail : chibawestrc@wrpc.co.jp		
	URL : http://www.chibawest-rc.net/		



■ 会長挨拶 / 花光和久 会長

今日は、2月26日ということ、皆さんもご存知の昭和11年に起きた2.26事件（1936年）の日です。その4年前には5.15事件がありました。大変な時代でした。

さて、来週には姉妹クラブが一堂に会する3か国合同例会のほか一連の事業が行われます。台湾との歴史は、1978年10月の日中友好平和条約締結に伴い、中華民国（台湾）と国家間の交流は解消しましたが、民間の交流は継続されて、活発な交流が続いています。

そして、大塚初代の尽力で1976年に千葉西RCが設立され、同年度に設立した高雄北区RCと1976年11月に姉妹クラブの締結をして現在に至っています。

釜山鎮RCと高雄北区RCは先に姉妹クラブを結んでおり、そんな縁から1988年2月釜山鎮RCと姉妹クラブの締結をしたという事です。

そんな長い歴史があって現在があります。

ぜひこの機会に友好を深めていた頂きたいと思えます。



■ 四つのテスト / 真野匡章 会員

「言行はこれに照らしてから」
 真実かどうか
 みんなに公平か
 好意と友情を深めるか
 みんなの為になるかどうか

■ お客様
なし

■ ご子息ご結婚祝い
三上 浩 会員 ※2月3日、ご子息がご結婚されました

■ 幹事報告
 RLIパートⅡ開催のご案内
 3月30日（土）9：40～18：10 千葉市民会館
 登録料@3,000円 お申し込みは事務局まで

■ 委員会報告
なし

■ 職業奉仕委員会主催「私の職業」 木村龍次 会員 & 北村悠介 会員

2020年4月1日から債権法が変わります。120年ぶりの改正です。適用対象は、契約に基づくものについては契約日が2020年4月1日以降であるもの、不法行為等の事実行為に基づくものについては当該行為があった日が2020年4月1日以降であるものです。

今回の改正は、社会・経済の変化への対応の観点から新たに設けられた規定と、判例や解釈が必要となるものを条文化することによって国民一般にわかりやすくするという目的で設けられた規定に分かれています。前者の中で重要とされているのが①消滅時効②法定利率③保証④約款に関する改正です。本日配布した「民法（債権関係）改正 Q&A」という表題のペーパーのQ2に重要なポイントが簡潔に纏められているのでこちらを御確認ください。もう少し詳細な内容を確認したい方は、「民法（債権法）改正 2020年4月1日から債権法（民法の契約等に関する部分）が変わります」という表題のリーフレットと「2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります」という表題のリーフレットを御確認ください。特に消滅時効と保証については、改正法の内容を理解しないまま従前と同じ取扱をしていると権利を行使できないということがあるので、ご注意ください。

3点、配布物に記載されていない事項として「保証」と「中間利息の控除」と「契約の更新」について補足させていただきます。

まず、保証についてですが、金融機関から融資を受ける場合には公証人による保証意思確認手



歴史の
二・二六事件



続は例外的な場合を除いて不要と考えられています。「2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります」という表題のリーフレットの6頁に主債務者の事業と関係が深いため意思確認手続が不要になる例が挙げられていますが、金融機関が融資を行う際の保証人は主債務者の事業と関係が深い方に事実上限られているというのがその理由です。

「2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります」という表題のリーフレットの7頁の1項に「保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務」という項目が設けられていますが、この情報提供義務に違反した場合は保証契約が取り消される場合があります。ただし、法人が保証人になる場合にはこの規定の適用はありません。債権者側の対策としては、保証人との保証契約締結時に主債務者から情報提供を受けていることを確認する旨の条項を設けておくことが考えられます。なお、「事業のために負担する債務」の具体例として、リーフレットに記載されているもの他にも賃貸を目的とする不動産を購入(又は建築)するために負担した貸金等債務(いわゆるアパートローン)が該当すると考えられています。

中間利息の控除については結論だけ覚えてください。2020年4月1日以降に発生した交通事故や労災による損害賠償額が増えます(怪我の程度が大きく被害者が若いほど増える額も大きくなり、従前と比べると最大で2倍近くになると考えられています)。

契約の更新についても結論から申し上げますが、2020年4月1日以降に更新を行った場合には改正法の適用があると考えてください。批判も多いのですが、立法担当者が例外的な場合を除いて更新後は改正法の適用があるという解釈を示していることからすると、そのように考えておくのが安全だと思います。更新後に改めて極度額を設定するなど改正法に対応した合意をすることが困難な場合もあるでしょうから、賃貸借契約など更新が予定されている契約をこれから締結する場合については、できる限り早く改正法に対応した契約書を用いることを推奨します。

相続法改正については段階的に施行されることになっていますが、2020年4月1日には全ての規定が施行されることになっています。

改正の目玉の一つとして配偶者居住権というものがあります。これは、自宅については夫の単独所有となっていることが多いという実情に鑑み、夫の死後も妻が自宅に居住し続けることを保障するために設けられた規定です。詳細は本日配布した「相続に関するルールが大きく変わります」という表題のリーフレットをご確認ください。リーフレットに記載されていないもので重要と思われる事項として、特別の寄与分に関する補足と、遺留分(遺言書がある場合でも兄弟姉妹以外の法定相続人は本来の相続分の2分の1の遺産を取得する権利があり、これを遺留分といいます)に関する規定について述べさせていただきます。

まず、特別の寄与分ですが、請求できるのは「被相続人の相続人でない親族」と規定されていますので、親友や近所の方が面倒を見ていたような場合には請求できません。特別の寄与分を請求する資格のない方が遺産を取得するためには従前通り被相続人の方にその旨の遺言を作成してもらうか相続人の方から相続分の譲渡を受ける等の対策を講じる必要があります。また、特別の寄与分を請求する場合には原則として被相続人が死亡してから六ヶ月以内に請求する必要があるとされています。どの程度の寄与をすれば特別の寄与分として認めて貰えるのか、特別の寄与分を認めて貰えた場合でもその算定方法はどうかといったことは事例の集積を待たねばならない状況です。特別の寄与分を認めて貰いたい場合には、被相続人のために支出した財産については、その他の財産と区別ができるよう専用の口座を設け、家計簿や日記をつけることで、被相続人のために何をしたのかが客観的に明確になるよう工夫をする必要があると思います。

続いて、遺留分についてですが、遺留分を算定する場合には、特別受益(被相続人の生前に特別にもらった財産のことです。住宅の購入資金などが代表例です)がある場合には、これを含めて遺産の総額を算定する必要があるとされています。法定相続人の特別受益については、これまでは全ての期間を対象に考慮する必要がありました。例えば、中小企業の経営者が、複数名いる子の一人を跡取りとして事業承継をする場合には、その子に承継させた株式等が全て特別受益に該当するということになります。しかし、これでは円滑な事業承継に支障が出るということを大きな理由として、法定相続人の特別受益については、被相続人の死亡日から10年前までのものに限ることとしました。遺留分に関する改正法は2019年7月1日以降に亡くなった方を対象に適用されますが、死亡日から10年前までが特別受益の算定対象であることからすると、事業承継を検討中の方については、早急に対応を図る必要があると思います。

久しぶりの大改正ということで我々弁護士も勉強しながら対応しているというのが実情ですが、法改正直後には様々なトラブルが発生することが予想されています。今のうちに対応しておくことが大事だと思いますので、何か気になる点があれば、お気軽にご相談いただければ幸いです。



■ ロータリーワンポイント「ロータリー財団基金寄付」 海寶勘一 クラブ研修リーダー



1917年度の国際ロータリー会長であったアーチ F クランフは「世界で良いことをしよう」と投げかけて、世界中のロータリアンから拠金を募り基金を積み立てるプログラムを立ち上げました。当初の発想は非常時の支援基金として寄付の積立を考えていたようです。以来ロータリー財団102周年を迎えています。ロータリー財団のプログラムは多岐にわたっていますが、年次基金として全世界の会員から寄付集計の基盤があります。この寄付は使い道を指定することなくロータリー財団に寄付するものです。この年次寄付は、その年度寄付額の半分が3年後に国際財団活動資金(WF)として財団直轄のプログラムとして、ポリオプラスやロータリー平和センターのプログラムに活用されます。残る半分が地区財団活動資金(DDF)として、地区管理となります。二つ目の恒久基金寄付ベネファクターは、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にするために、寄付金は原則として使用せず基金として積み立てて収益のみが3年後に使用されます。恒久基金に1,000ドルを寄付した人はベネファクターの認証を受けます。三番目が使途指定寄付であり、あらかじめ使い道を決めて寄付するものです。その使途はポリオプラスとグローバル補助金の提唱者側寄付がその代表例としてあります。我々の基金寄付に対して1,000ドルを基準にポールハリスフェローとマルチプル及びベネファクターの表彰制度があり、上限表彰制度は限りなくあります。尚ポイント制度として、寄付額に応じてポイントが会員やクラブに付与され、そのポイントの有効活用によって、仲間への支援とか自身のランクアップとかがされていて、我がクラブの歴代委員会が、何回か全会員に対してポイントをシェアし合っってロータリー財団の意識を高めております。一方的に寄付をするだけでなく、三年後に地区に戻る補助金と国際間での奉仕活用に利用できるグローバル補助金の活用に、もっとクラブ内での協議を重ねていく必要があると思います。財団のプログラムは、ロータリアンの要望に応え、変わりゆく世界のニーズに対応すべく2008年6月の理事会で、ロータリー財団の未来の夢計画を承認し、世界中で活動が活発になっています。ロータリー財団の基金について、よく理解して積極的な基金寄付と奉仕活動への資金運用を実践する時期だと思えます。是非我がクラブも幅広い活用をしていきたいものです。日本の窓口として「公益財団法人ロータリー日本財団」が一括管理し拠金申し出を取り扱い、税制上の控除等の事務的な作業をしています。

2019-20年度 国際ロータリー第2790地区 各種委員会&委員長

管理運営統括委員会

統括委員長 堀内正一(木更津)

会員増強・維持拡大委員会

委員長 諸岡正徳(成田)

フェローシップ・親睦活動委員会

委員長 森島弘道(新千葉)

広報・公共イメージ向上委員会

委員長 大塚義仁(浦安)

奉仕プロジェクト統括委員会

統括委員長 関一憲(勝浦)

社会奉仕委員会

委員長 三神秀樹(千葉南)

職業奉仕委員会

委員長 高橋潤一(新千葉)

国際奉仕委員会

委員長 吉田朋令(千葉東)

青少年奉仕委員会(学友会担当)

委員長 山本美代子(習志野中央)

青少年プログラム統括委員会

統括委員長 中澤良夫(四街道)

インターアクト委員会

委員長 藤代祐孝(四街道)

ローターアクト委員会

委員長 原田宗広(千葉若潮)

青少年交換委員会

委員長 小菅和彦(習志野中央)

RYLA委員会

委員長 黒岩靖之(君津)

ロータリー財団統括委員会

統括委員長 櫻木英一郎(千葉)

財団資金・推進管理委員会

委員長 浅野肇(柏西)

グローバル事業補助金委員会

委員長 諸岡市郎左衛門(成田)

地区補助金プロジェクト委員会

委員長 坪井尚也

奨学生・学友委員会

委員長 沢田克洋(成田コスモポリタン)

ロータリーポリオプラス委員会

委員長 朱孝(習志野中央)

ロータリー平和フェローシップ委員会

委員長 佐川清

米山記念奨学委員会

委員長 鈴木荘一(君津)

☺ ニコニコBOX

- 吉野…良い事がありますように。
- 花光…木村会員、北村会員、卓話をありがとうございます。三カ国合同事業へのご参加をお待ちしています。
- 白井…木村さん、北村さん卓話をありがとうございます。
- 木村…本日は、北村会員と共に卓話の機会をいただきありがとうございました。
- 海寶…ワンポイントロータリー第14回目です。

本日の出席	総数	対象者	出席	欠席	出席率	ニコニコBOX	合計	次週のプログラム
	51名	43名	32名	11名	74.41%		16,000円	
前々回修正	メーキャップ		欠席	出席率		累計		
	0名	0名	100.00%	859,000円				

3月5日(火)
社会奉仕委員会主催
クラブフォーラム

12:30点鐘
千葉スカイウィンドウズ 東天紅